

府議付議事案書

開催・令和7年3月12日

所管部課	総務部 職員課	部長	矢吹 勇一
件 名	東大和市特定事業主行動計画（第4期）の計画期間の延長について		
		区分	1 審議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 2 報告事項 <input type="checkbox"/>
関係事項	東大和市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則 東大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則		
部課機関			
1. 要 旨	<p>計画期間の終期が令和6年度末となっている東大和市特定事業主行動計画（第4期）の次期計画について、東大和市特定事業主行動計画策定等委員会及び東大和市女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画策定等委員会で、検討を行った。</p> <p>検討の結果、次期計画の改定に向けては、「女性活躍推進法」の動向を踏まえるとともに、今後改定予定の東大和市人材育成基本方針（第2期）における取組項目の職場環境の整備などとも整合性をあわせる必要があることから当該計画の期間を延長することが適当であるとの結論に至った。</p> <p>このことを踏まえ、議長、教育委員会、選挙管理委員会、代表監査委員の各特定事業主への意見聴取を行ったところ意見がなかったため、連名で計画期間を延長するものである。</p>		
延長期間	計画期間の終期を令和6年度末から1年間延伸し、令和7年度末とする。		
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）	(1) 令和6年10月 第1回特定事業主行動計画策定等委員会 (2) 令和7年 1月 第2回特定事業主行動計画策定等委員会 (3) 令和7年 2月 各特定事業主への意見聴取		
3. 留意事項（問題点等）			
4. 主管部処理案（検討結果等）	<p>府議終了後、速やかに計画期間の延長に係る事務を進めたい。</p> <p>また、計画期間の延長について市議会議員に情報提供を行いたい。</p>		
5. 審議結果			

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。